

申告相談日程表

確定申告と町・県民税の申告の両方を受付いたします。大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

対象	日時(土日除く)	会場
南条地区の全集落	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時	南越前町役場本庁
今庄地区の全集落	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時	今庄総合事務所
河野地区の全集落	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時	河野総合事務所

※還付申告についても確定申告期間内(2月16日～3月15日)のみの受付になります。

※各地区の公民館での確定申告相談はありませんので、役場本庁・各総合事務所での申告をお願いいたします。

農業者の皆さん、青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

青色申告とは

- 「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。
- 正規の簿記は、複式簿記です。■ 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除
「**正規の簿記**」の場合は**65万円**を、「**簡易な方式**」の場合は**10万円**を所得から控除可能です。
 - 損失の繰越しと繰戻し
損失額を翌年以後**3年間(法人は9年間)**にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻し**て、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。
- ※帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

■ 問合せ 農林水産省北陸農政局福井支局 Tel 0776-30-1611

町・県民税の申告について

個人の町民税・県民税の申告は、毎年1月1日現在の住所地の市町村に前年中(1月～12月)の所得金額などを3月15日までに申告することになっています。

この申告は、**町民税・県民税を計算するための基礎資料**となるだけでなく、**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、児童関連手当の算定、国民年金保険料の免除申請などに必要となります**ので、**該当する方は所得がない場合でも必ず申告してください。**

※申告がないと所得・課税証明書や非課税証明書が発行できません。

申告時にご持参いただくもの

- **マイナンバーカード**または**番号確認書類**および**身元確認書類**
※扶養者がいる場合は、その方のマイナンバーカードまたは番号確認書類も必要です。
- 給与、公的年金等の源泉徴収票
- 営業、農業所得者は収入、支出が分かる書類、帳簿等 ※1
- 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける方) ※2
- 寄附金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付の時に必要)
※口座振替での納付希望の方は口座の届出印が必要です。

- ※1 農業の収支計算は、農協で発行される「年間供給取引明細書」があると便利です
- ※2 平成28年中に支払った医療費から保険金等で補填された額を差し引いた残額が、10万円以上または所得の5%以上である場合

◆記帳義務の拡大

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要のない方を含む)について必要となっています。

◆年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。但し、**町・県民税において所得控除(生命保険料控除等)がある場合は住民税の申告をしてください。**所得税の還付が発生する場合は確定申告をすることになります。

- 問合せ 町民税務課 Tel 47-8014
- 今庄総合事務所 ☎ 45-1111
- 河野総合事務所 ☎ 48-2111
- 武生税務署 Tel 22-0890



▼マイナンバーカード



▼番号確認書類



▼身元確認書類

